

○石垣市文化財審議会に関する規則

昭和 52 年 6 月 1 日
教育委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、石垣市文化財審議会条例(昭和 47 年石垣市条例第 83 号)第 7 条の規定に基づき石垣市文化財審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 審議会は、石垣市に存する文化財を保存し、かつ、その活用に関する重要事項について、石垣市教育委員会(以下「委員会」という。)の諮問に応じて調査審議し、答申する。

2 審議会は、石垣市文化財保護条例(昭和 47 年石垣市条例第 78 号)の規定に基づく市指定文化財の指定、及び解除に関する委員会の諮問に答え、及びこのために必要な調査研究を行なう。

3 審議会は、石垣市に所在する文化財の保存並びに活用に関する重要事項について、委員会に建議することができる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 審議会に委員長、及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長、及び副委員長は審議委員が互選する。

3 委員長、副委員長の任期は 2 年とする。ただし、再選されることができる。

4 委員長は、審議会の会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときその職務を代行する。

(会議の招集)

第 4 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、主宰する。

2 前項の規定による招集は、会議開催の、日、時、場所、及び会議に付議すべき事項を、あらかじめ通知して行なう。

3 委員長、及び副委員長がともに欠けたときは、第 1 項の規定にかかわらず教育長が会議を招集する。

(会議の定足数及び議決)

第 5 条 会議は、審議委員の過半数が出席しなければこれを開くことはできない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で、これを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第 6 条 この規則の定めるもののほか、必要な事項は、委員長と教育長が協議して定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。